

設備投資に対する財政支援を受けたい

グリーンアジア国際戦略総合特区中小企業設備投資促進補助金 (グリーンアジア国際戦略総合特区中小企業設備投資促進事業)

グリーンアジア国際戦略総合特区への県内中小企業の積極的な参画を促し、特区事業の効果的な波及を図るため、県内中小企業が特区事業に関連して行う設備投資を支援します。

対象者

下記①又は②を満たす者

- ①特区事業者（※1）に部品や素材を供給する、福岡県内で事業を行う中小企業（※2）
- ②①の中小企業を含む複数の中小企業で構成するグループ（知事が認めるものに限る）
（※1）県等の指定を受けた自動車関連、産業用ロボット・インバータ関連の企業など。個別の企業名は下記までお問い合わせください。
（※2）中小企業基本法第2条第1項に規定する者

内容

(1) 要件

以下の要件を全て満たすこと

- ①特区事業に関連した生産又は開発に係る設備投資であること
- ②設備等の減価償却資産の取得額の合計が生産設備の場合は1,000万円以上、開発設備の場合は500万円以上であること
- ③特区事業者でないこと

(2) 対象経費

交付決定後に県内で新設又は増設する設備等の購入、設置などに必要な経費（※3）で、令和3年3月31日までに設備の設置（稼働できる状態にあること）及び支払いが完了するもの
（※3）土地、建物等の取得経費、取引に係る消費税及び地方消費税の額は除く

(3) 助成額等

対象経費の合計額の15%以内の額（上限額：400万円）

活用方法

助成を希望する方は、事前に下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先

福岡県商工部商工政策課産業特区推進室

TEL: 092-643-3416 FAX: 092-643-3417

URL: <https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/greenasia-setsubitousi.html>